

基準 1 4 災害危険区域内の建物移転

災害危険区域等にある建物を移転する必要がある場合の基準は、申請の内容が次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) がけ地近接等危険住宅移転事業として行うもの
- (2) 地すべり等防止法第 2 4 条第 1 項の関連事業計画に基づくもの
- (3) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 9 条第 3 項の勧告に基づくもの

◎ 申請地の面積が 1, 0 0 0 m²以上の場合は、前橋市宅地開発指導要綱に基づき関係各課と事前協議を行うこと。

本基準は、令和 7 年 4 月 8 日から施行する。